

# ひとり親家庭等日常生活支援事業について

## 1. ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

母子家庭、父子家庭及び寡婦（ひとり親家庭等）が、自立促進に必要な事由や社会的事由、及び生活環境等の激変等により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、生活援助（支援員の派遣）を行ったり、ファミリー・サポート・センター事業（保育サービス）を利用した場合の利用料の補助などを行ったりする事業です。

## 2. ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用できる世帯は

神戸市内に居住するひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭においては小学校6年生までの児童を扶養している家庭）で、以下の事由により、生活援助（住居の掃除、食事の世話、身の回りの世話など）や児童の保育が必要な世帯です。（次の①②は一時利用のみです。）

- ① 自立に必要な事由（就職を目的とした技能習得、就職活動等）
- ② 社会的事由（家族の疾病・出産・看護・事故、冠婚葬祭、出張(定期的な出張・**残業や変則勤務等は対象外**)、学校等の公的行事の参加、離婚・転勤等による生活環境の激変緩和等）
- ③ 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭。

## 3. 支援対象家庭の事前登録等について

この事業を利用される世帯は、事前に支援対象家庭としての承認が必要となるため、ひとり親家庭としての事前登録及びファミリー・サポート・センターへの会員登録が必要となります。

## 4. 生活援助（支援員の派遣）の利用料について

事前登録を行なった支援対象世帯の市県民税課税額等によって負担割合及び利用料が決まります。

|            |       |
|------------|-------|
| 生活保護受給世帯   | 10割補助 |
| 市県民税非課税世帯  | 9割補助  |
| その他のひとり親世帯 | 5割補助  |

※支援員が見つからない場合もありますので、必ず利用できるとは限りません。

## 5. ファミリー・サポート・センター事業の利用料に対する補助金について

事前登録を行なった支援対象世帯の市県民税課税額等によって補助率が決まります。（最低5割補助）

補助金の請求申請によって、補助金の支払いを行ないます。

なお、補助の対象は1か月24時間を限度とします。（未就学児を養育しているひとり親家庭を除く。）

【参考】ファミリー・サポート・センターの利用料 700円～800円/時間

※一定の条件の下に利用されたファミリー・サポート・センター事業の利用料に対して補助するもので、ひとり親家庭が利用した全てについて対象になるものではありません。

## 6. 寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻歴のないひとり親家庭について、税法上の寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして利用者負担額を算定します。

※合計所得金額が125万円以下の方は非課税の扱いとなります。

（実際の住民税に影響するものではありません。）

**\* 手続き等は、神戸市ひとり親家庭支援センターにお問い合わせください(TEL 341-4532)**